

改正案	現行
<p>（業務方法書の記載事項） 第十二条 法第四十五条第二項に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 商業手形その他の手形（日本銀行の振出しに係るものを含む。 ）<u>、国債その他の債券又は電子記録債権（電子記録債権法（平成十九年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子記録債権をいう。）の売買に関する事項</u></p> <p>四〇二十一 （略）</p>	<p>（業務方法書の記載事項） 第十二条 （同上）</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 商業手形その他の手形（日本銀行の振出しに係るものを含む。 ）<u>又は国債その他の債券の売買に関する事項</u></p> <p>四〇二十一 （略）</p>

○ 郵政民営化法施行令（平成十七年政令第三百四十二号）

改正案	現行
<p>（郵便貯金銀行についての金融機関の信託業務の兼営等に関する法律等の適用関係）</p> <p>第四条 法第二百二十四条第二項に規定する政令で定める法律の規定は、次に掲げる法律の規定とする。</p> <p>一 三十五（略）</p> <p>三十六 電子記録債権法（平成十九年法律第二百二号）第五十八条第二項</p> <p>2 郵便貯金銀行についての前項各号に掲げる法律の規定の適用については、これらの規定中「他の法律」とあるのは、「他の法律（郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）を除く。）」とする。</p> <p>（郵便保険会社についての金融機関の信託業務の兼営等に関する法律等の適用関係）</p> <p>第十条 法第五十二条第二項に規定する政令で定める法律の規定は、次に掲げる法律の規定とする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>2 郵便保険会社についての前項各号に掲げる法律の規定の適用については、これらの規定中「他の法律」とあるのは、「他の法律（郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）を除く。）」とする。</p>	<p>（郵便貯金銀行についての金融機関の信託業務の兼営等に関する法律等の適用関係）</p> <p>第四条（同上）</p> <p>一 三十五（略） （新設）</p> <p>2（同上）</p> <p>（郵便保険会社についての金融機関の信託業務の兼営等に関する法律等の適用関係）</p> <p>第十条（同上）</p> <p>一・二（略）</p> <p>2（同上）</p>

○ 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令（平成二十年政令第二十号）

改正案	現行
<p>（金融機関等の特定業務）</p> <p>第七条 法第四条第一項の表第二条第二項第一号から第三十三号までに掲げる者の項に規定する政令で定める業務は、次の各号に掲げる特定事業者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める業務とする。</p> <p>一 法第二条第二項第一号から第七号まで及び第十四号から第十九号までに掲げる特定事業者、同項第二十号に掲げる特定事業者（第七号に掲げる者を除く。）並びに同項第二十一号、第二十三号、第二十六号、第三十号及び第三十一号の二に掲げる特定事業者 当該特定事業者が行う業務 二〇十六（略）</p> <p>（金融機関等の特定取引）</p> <p>第八条 次の各号に掲げる法の規定に規定する政令で定める取引は、当該各号に定める取引（第一号イからムまで、第二号イ、第三号イ、第四号イ、第五号イ及び第六号イに掲げる取引にあつては、犯罪による収益の移転に利用されるおそれがない取引として主務省令で定めるもの及び本人確認済みの顧客等との取引を除く。）とする。</p> <p>一 法第四条第一項の表第二条第二項第一号から第三十三号までに掲げる者の項 次のいずれかに該当する取引 イネ（略）</p> <p>ナ 電子記録債権法（平成十九年法律第百二号）第七条第一項の</p>	<p>（金融機関等の特定業務）</p> <p>第七条（同上）</p> <p>一 法第二条第二項第一号から第七号まで及び第十四号から第十九号までに掲げる特定事業者、同項第二十号に掲げる特定事業者（第七号に掲げる者を除く。）並びに同項第二十一号、第二十三号、第二十六号及び第三十号に掲げる特定事業者 当該特定事業者が行う業務 二〇十六（略）</p> <p>（金融機関等の特定取引）</p> <p>第八条 次の各号に掲げる法の規定に規定する政令で定める取引は、当該各号に定める取引（第一号イからラまで、第二号イ、第三号イ、第四号イ、第五号イ及び第六号イに掲げる取引にあつては、犯罪による収益の移転に利用されるおそれがない取引として主務省令で定めるもの及び本人確認済みの顧客等との取引を除く。）とする。</p> <p>一（同上） イネ（略）</p> <p>（新設）</p>

規定による電子記録をすることを内容とする契約の締結

リ・ム (略)

ウ イからハまで、チからヨまで又はソからラまでに規定する契約に基づく取引のうち、なりすまし等が疑われる取引に該当するもの

二〇六 (略)

2 (略)

(本人確認済みの顧客等との取引等)

第十一条 第八条及び前条第一号に規定する「本人確認済みの顧客等との取引」とは、次に掲げる場合における顧客等（法第四条第三項の規定により顧客等とみなされる自然人を含む。以下この項（第二号、第四号及び第六号を除く。）及び次項において同じ。）との取引であつて、当該特定事業者（第三号及び第四号に掲げる場合にあつては、これらの号に規定する他の特定事業者）が、主務省令で定めるところにより、当該顧客等が既に本人確認を行っている顧客等であることを確かめる措置をとつたものをいう。

一・二 (略)

三 当該特定事業者が他の特定事業者に委託して第八条第一項第一号に定める取引（同号ウに該当するものを除く。次号において同じ。）を行う場合において、当該他の特定事業者が顧客等について既に本人確認を行つており、かつ、当該本人確認について本人確認記録を保存している場合

四〇六 (略)

2 第八条第一項及び前条第二号に規定する「なりすまし等が疑われ

ナ・リ (略)

ム イからハまで、チからヨまで又はソからナまでに規定する契約に基づく取引のうち、なりすまし等が疑われる取引に該当するもの

二〇六 (略)

2 (略)

(本人確認済みの顧客等との取引等)

第十一条 (同上)

一・二 (略)

三 当該特定事業者が他の特定事業者に委託して第八条第一項第一号に定める取引（同号ムに該当するものを除く。次号において同じ。）を行う場合において、当該他の特定事業者が顧客等について既に本人確認を行つており、かつ、当該本人確認について本人確認記録を保存している場合

四〇六 (略)

2 (同上)

る取引」とは、次の各号のいずれかに該当する取引をいう。

- 一 取引の相手方が契約時本人確認（第八条第一項第一号ウ、第二号ロ、第三号ロ、第四号ロ、第五号ロ及び第六号ロ並びに前条第二号に規定する契約の締結に際して行われた本人確認（当該契約の締結が前項の本人確認済みの顧客等との取引に該当する場合にあつては、既に行われた同項の本人確認）をいう。次号において同じ。）に係る顧客等又は代表者等になりすましている疑いがある場合における当該取引

二（略）

（電子債権記録機関に係る取引に関する行政庁の権限委任等）

第二十七条の二 法第二条第二項第三十一号の二に掲げる特定事業者に対する金融庁長官権限のうち法第十三条及び第十四条第一項に定めるものは、その本店の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行使することを妨げない。

2 第十九条第二項及び第三項の規定は、金融庁長官権限のうち法第十三条及び第十四条第一項に定めるもので法第二条第二項第三十一号の二に掲げる特定事業者の本店以外の営業所に対するものについて準用する。

附 則

第四条 株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（平成十六年法律第八十八号

- 一 取引の相手方が契約時本人確認（第八条第一項第一号ム、第二号ロ、第三号ロ、第四号ロ、第五号ロ及び第六号ロ並びに前条第二号に規定する契約の締結に際して行われた本人確認（当該契約の締結が前項の本人確認済みの顧客等との取引に該当する場合にあつては、既に行われた同項の本人確認）をいう。次号において同じ。）に係る顧客等又は代表者等になりすましている疑いがある場合における当該取引

二（略）

（新設）

附 則

第四条（同上）

）の施行の日の前日までの間における次の表の上欄に掲げるこの政令の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

(略)	第八条第一項第一号ラ	(略)
(略)	締結	(略)
(略)	締結（株券等の保管及び振替に関する法律第十五条第一項の規定による口座の開設を行うことを内容とする契約の締結に該当するものを除く。）	(略)

(略)	第八条第一項第一号ナ	(略)
(略)	(同上)	(略)
(略)	(同上)	(略)